

南海トラフ巨大地震対策協議会における要望・提案等について

南海トラフ巨大地震対策協議会に関する国や他の機関等への要望について

(1) 確実な情報伝達体制に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
1-1	南海トラフ沿いの巨大地震により発生する津波は、千葉県でも最大9mを超え、甚大な被害が予想される。津波からの避難を迅速・確実なものとするためには、地震・津波の状況を把握するための海底地震・津波観測網の整備を要望する。特に、南関東・東京湾地域への津波の経路となる伊豆7島周辺を要望する。	ワーキンググループ中間報告「II 4.(2)②」に記載
1-2	東海地震に係る地震予知精度の向上及び東南海・南海地震における地震予知のための観測体制の充実・強化をしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「II 4.(2)②」に記載

(2) 津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
2-1	今後の発生が確実視される津波災害から人命を守るため、地震時に避難路を遮断する踏切の運用基準や対応方法を明確にしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「II 2.(3)①」に記載
2-2	平成24年3月31日にモデル検討会から公表された「南海トラフ巨大地震」に関する津波浸水被害想定について、最大津波高のデータと津波到達時分について関連性が分かりにくいものであった。 (例) 和歌山県すさみ町の最大津波高は18.3mであるが、到達時分は2分(但し津波高は1m)。 鉄道事業において、乗客の避難を考えた場合、発生時の列車停止位置から、何分で、どこまで逃げるのが最適かを考えねばならず、そのためには「最大となる津波が、何分で、どこまで到達するか」といった細かい被害想定が必要となる。 今後、被害想定を公表する場合には、実際の避難計画に活用することを考慮した形での公表を希望する。	ワーキンググループ中間報告「II 1.(4)」に記載

(3) 長期的視野に立ったまちづくりに関して

番号	要望の内容及び理由	回答
3-1	命の道となる緊急輸送路確保のための高規格幹線道路等の整備を促進してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「II 5.(2)」に記載
3-2	地下街・地下鉄など大規模な地下施設は、標高の上では浸水しなくても津波により下水管などを通して浸水することが考えられる。よって、大規模地下施設には、迅速な避難のため、鉄道の最寄駅までの運行や誘導灯の点灯などが必要であり、バックアップ電源は通常の非常電源よりも大きいものが必要とされることから、電源の確保(冗長化・複線化等)が必要と思料	ワーキンググループ中間報告「II 4.(3)」に記載

(4) 揺れの被害を軽減するための対策に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
4-1	東京湾岸地域に石油コンビナートが位置する都府県では、石油タンクのスロッシング(揺動)対策が重要であり、その対策の基礎資料等に活用するため、南海トラフ沿いの巨大地震の被害想定等で得られたデータを関係地方団体に提供してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「IV」に「人的・物的な被害想定、経済被害想定等を踏まえつつ」具体的な検討を進めることとしており、その中で示していく。
4-2	5月頃に示すとされている、詳細なメッシュの地震動や津波高について、早急に示してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「IV」に「人的・物的な被害想定、経済被害想定等を踏まえつつ」具体的な検討を進めることとしており、その中で示していく。
4-3	「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」による津波高についても推計結果を示してもらいたい。	内閣府としては推計を行う予定はない。

4-4	専門調査会報告の「発生頻度の高い津波に対する海岸保全施設等に対する対策の考え方」では、従前より整備されてきた海岸保全施設等は、「比較的発生頻度の高い津波等」を想定してきたものとされている。ここで言う「比較的発生頻度の高い津波」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」との関係について、明確にしてもらいたい。合わせて、中央防災会議（2003）の津波波源モデルに基づく津波が、従前より想定されてきた「比較的発生頻度の高い津波」に相当するものか考え方を示してもらいたい。	南海トラフの巨大地震モデル検討会において議論いただいているところである。
4-5	今後、南海トラフの巨大地震モデルに対する電力設備への影響をすみやかに再検証する必要があることから、3月31日および今後の公表結果に対する地震動時刻歴波形などのデータをすみやかに提供されたい。現状は再評価が出来ない表面的な中身のみの公表となっており、事業者としては大きな影響のみが国から提示されたにも関わらず、再評価が不可能な状況となっている。	提供できるよう準備を進めているところである。

(5) 施設整備方針の具体化に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
5-1	港湾法、漁港漁場整備法など臨海地域の施設管理に関する法律における津波避難施設を明確化してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 2. (3) ①及び②」「Ⅲ 4.」に記載
5-2	津波から守る・津波による被害を軽減する施設整備（設計基準等）や財政支援等の考え方を明らかにしてもらいたい。（何mまでの津波を施設で守り、何m以上の津波を施設で軽減させ避難するか。また、施設整備に対する国の負担等はあるか。）	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 2. (3) ②」「Ⅲ 3.」に記載
5-3	石油コンビナート等危険物、危険性のある物質を取り扱う企業が集中している特別防災区域は、概ね臨海部にあり津波の影響を受けやすい場所にある。東日本大震災では石油タンク等が津波による流出などの被害を受けるだけでなく、陸地の火災の一因ともなっている。石油タンクは消防法、高压ガスタンクは高压ガス保安法、毒劇物は毒劇物取締法で規制されるが、基準改定について現状バラバラに進行していると思料。従って、施設流失による被害の軽減という視点に立てば、できる限り歩調を合わせた形で、高压ガス、毒劇物などを貯留する設備の耐震・津波・液状化対策等のための基準を作成してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (2)」に記載
5-4	石油貯蔵施設等危険物施設における地震・津波等の被害を防ぐため、液状化対策や施設の技術基準、防油堤の整備基準を示すなど早急に安全・防災対策を講じてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (2)」に記載
5-5	南海トラフ巨大地震が発生した場合、現地災害対策室と避難所との連携を的確に行っていくために、地方合同庁舎を活用することも念頭に置いた対策を進める必要がある。 このため、庁舎の災害対策連絡機能を維持していく上で、地下に設置している非常用電源設備の屋上等への移設や通信機能の維持等防災対策の強化が必要と考える。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 2. (3) ①」において、既存の避難場所（中略）等については、レベル2の津波にも対応できるか再点検・安全確認を行うことが必要である旨を記載
5-6	東海・東南海・南海地震発生時においては、進出部隊（警察・消防・自衛隊など）に対する広域応援が必要と考えられるところ、東日本大震災時においては、被災地域以外的高速道路休憩施設が進出部隊の中継地点として活用された。被災地の救助・救援・復興を図る上で、全国ネットワークを持つ高速道路休憩施設の防災拠点としてのあり方（活用）について、国としての整備方針があれば、広域・統一的な防災拠点の整備が図られると思料することから、進出部隊を所管される省庁や関係自治体などとの意見調整を踏まえた整備方針（例えば、必要な備蓄物や最低限必要な施設整備、拠点SS化など）の策定を希望する。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 2.」に記載

(6) 広域応援体制の検討に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
6-1	都道府県をまたいだ避難者の受け入れ体制の構築など広域的な支援・受援体制を構築してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載
6-2	応急救助機関の進出や救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備を促進してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」「Ⅳ 2.」に記載
6-3	多くの滞留者が発生することが予想される施設（空港等）に対して、ライフライン（電気、ガス、水道）の優先供給や、アクセス事業者からの情報（道路・鉄道運行の状況や復旧目標時間）提供等をしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載

6-4	大規模災害等緊急事態に対応できる通信基盤を整備してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 4. (3)」に記載
6-5	大規模災害に備えた医療提供体制を確保してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載
6-6	災害時における海外支援の円滑な受入体制を整備してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載
6-7	救援物資の運搬等災害拠点空港としての運用継続のため、航空機、ヘリコプター、復旧工事車両、緊急物資搬送用貨物車両、非常用発電機、重機、GSE車両について、燃料（ジェット燃料油、ガソリン、重油、軽油）の確保が大きな課題であり、政府の協力が必要	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載
6-8	南海トラフにおける巨大地震に備え、現在策定作業が進められている被害想定に対し、的確に対応できる態勢を整えるため、個別に策定されている「東海地震」、「東南海・南海地震」の「対策大綱」及び「活動要領」を早期に一本化してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅳ 1.」に記載
6-9	新たな被害想定に基づく地震対策大綱及び応急対策活動要領等の早期策定並びにその要領に基づく広域的な訓練の実施をしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 4. (1) ②」「Ⅳ 1.」に記載
6-10	県における応援部隊派遣などの災害応急対策を検討する際には、「応急対策用の震度分布及び津波高」が必要であると思料することから、これらを早期に示しいただきたい。 公表されない場合は、「応急対策用の震度分布及び津波高」の具体的な考え方を示してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 2. (1)」に記載

(7) 国による支援方策に関して

番号	要望の内容及び理由	回答
7-1	既存の法体系の整理も含め、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備をしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅲ 4.」に記載
7-2	「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定するなどの新たな法整備をしてもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅲ 4.」に記載
7-3	地震・津波対策事業の効果を早期に発現させるため、大規模堤防等必要な事業の国直轄化を推進してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (1)」に記載
7-4	日常の様々な営みを継続しながら一定の時間をかけて高台移転を促進させる実効性のある制度を創設してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅱ 1. (3) ②」に記載
7-5	喫緊の課題である超広域災害への備えを進めるための防災対策関連予算の増額をもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅲ 3.」に記載
7-6	地域の実状に応じた対策を地方自治体が進めるに当たって、補助率の嵩上げや地方財政措置の充実など、地方の負担軽減をもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅲ 3.」に記載
7-7	「津波対策推進事業費補助金交付要綱」が策定されたが、補助の対象となる地方公共団体に今回の南海トラフの巨大地震モデル検討会で新たに巨大な津波が予測されると示された地方公共団体が反映されていない。 津波の予測と津波への対応・対策はセットと考えることから、新たに巨大な津波が予測されると示された地方公共団体も24年度から補助対象となるよう早急に要綱を改正してもらいたい。	ワーキンググループ中間報告「Ⅲ 3.」に記載